

(裏)

山添村住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、山添村において、この制度により事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）に係る住民票（除票・改製原住民票を含む。）の写し、記載事項証明書、戸籍の附票（除附票・改製原附票を含む。）の写し、戸籍（除籍・改製原戸籍を含む。）謄抄本、戸籍（除籍・改製原戸籍を含む。）記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を第三者（本人等^(注)の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

（注）本人等・・・（住民票関係）本人又は本人と同一の世帯に属する者

（戸籍関係）本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に事前登録の住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に山添村住民票の写し等交付通知書を送付します。なお、通知書を発行するまでに事務処理の時間が必要となりますので、ご了承ください。

- 3 住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。

- ・ 交付年月日
- ・ 交付した種別及び通数
- ・ 請求者の種別（本人等の代理人、本人等以外の者）

交付を受けた第三者の氏名等は通知の対象となりません。通知の内容以外の情報が必要な場合は、山添村個人情報保護条例に基づき、自己情報の開示請求をすることができます。また、住民票の写し等を第三者に交付した場合でも、交付の請求内容により通知の対象とならない場合もありますのでご了承ください。

- 4 事前登録を希望する者が、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理人により事前登録の申込みをすることができます。

- 5 郵便又は信書便による事前登録の申込みは、この用紙と本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等写真が貼付されたもの）の写しを同封して、山添村住民福祉課あてに送付願います。

〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大字大西151番地 山添村役場 住民福祉課 宛

- 6 事前登録者が次のいずれかに該当する場合は、事前登録を廃止します。

- ア 登録期間が満了し、事前登録更新の申込みがなかったとき
- イ 死亡、所在不明等により住民票が削除されたとき
- ウ 所在不明で郵便物が送達されないとき
- エ 日本国内に住所を有しなくなったとき

- 7 登録を廃止しようとする場合や、住所変更等により、送付先や連絡先電話番号が事前登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。

- 8 登録期間は3年です。引き続き登録を希望する場合は、登録期間が満了する日の1か月前から更新の申込みが可能です。登録更新の申込みをしたときの新たな登録期間の開始日は、従前の登録期間満了日の翌日とします。